

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東111 - 2
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年6月20日
【会社名】 三菱商事株式会社
【英訳名】 Mitsubishi Corporation
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 健
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】 (03) 3210 - 2121 (受付案内台)
【事務連絡者氏名】 財務部 根本 泉
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】 (03) 3210 - 2121 (受付案内台)
【事務連絡者氏名】 財務部 根本 泉
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 40,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	平成25年7月5日
効力発生日	平成25年7月14日
有効期限	平成27年7月13日
発行登録番号	25 - 関東111
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 800,000百万円

【これまでの募集実績】
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
25 - 関東111 - 1	平成25年9月3日	30,000百万円	-	-
実績合計額（円）		30,000百万円 (30,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額または振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づいて算出した。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 770,000百万円
(770,000百万円)

(注) 残額は、券面総額または振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づいて算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

関西支社

(大阪市北区梅田二丁目2番22号)

中部支社

(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	三菱商事株式会社第81回無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	40,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	40,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	1.518%
利払日	毎年6月27日および12月27日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、各社債権者の振替口座簿における各口座に記載された本社債の残高（本社債について社債券が発行された場合には各社債権者が保有する社債券の券面額）に利率を乗じた額とし、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下償還期日という）までこれをつけ、平成26年12月27日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月27日および12月27日の2回に、その直前の利息の支払期日の翌日から当該利息の支払期日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。なお、計算の結果1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に定める銀行の休日。以下同じ）にあたるときは、その支払は前日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>ただし、償還期日までに本社債の償還にかかる弁済の提供または現実の支払がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金を付するものとする。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日までに弁済の提供または現実の支払がなされなかった場合には、当該未払利息について、当該利息の支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金を付するものとする。</p> <p>(5) 本項第(3)号および第(4)号ならびに別記（（注）5．期限の利益喪失に関する特約）第(3)号および第(4)号において、「弁済の提供」とは当社が財務代理人に対し支払うべき本社債の元利金資金を預託することをいい、「現実の支払」とは財務代理人が本社債の社債権者または別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則および業務処理要領（以下業務規程等という）に従い本社債の社債権者のために本社債の元利金を受領する権限を有する機構加入者のいずれかに対して元利金（遅延損害金を付する場合は遅延損害金を含む）の支払を行うことをいう。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）6．元利金の支払）記載のとおり。</p>
償還期限	平成44年6月25日

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成44年6月25日にその総額を償還する。 (2) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 ただし、業務規程等により買入消却の申請が認められない日を除く。 (3) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前日にこれを繰上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）6. 元利金の支払）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年6月20日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年6月27日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項なし
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという）

信用格付：AA-（ダブルAマイナス）（取得日 平成26年6月20日）

入手方法：R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」

（<http://www.r-i.co.jp/jpn/cfp/news.html#tab-anchor-release>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下ムーディーズという)

信用格付: A 1 (Aワン) (取得日 平成26年6月20日)

入手方法: ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「信用格付事業」 (http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx) の「プレスリリース」および同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-5408-4100

(3) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(以下S & Pという)

信用格付: A + (シングルAプラス) (取得日 平成26年6月20日)

入手方法: S & Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社)」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下社債等振替法という)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき、本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は財務代理人(本(注)3.で定義する)を通じて当社に対し、社債券の発行を請求することができる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、記名式への変更、その分割または併合は行わない。

3. 財務代理人

(1) 当社は、別に定める財務代理契約証書にもとづき、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下財務代理人という)に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

(4) 本社債の社債権者が行う本(注)2.ただし書または本(注)5.第(1)号に規定する請求その他本社債に関する行為(業務規程等にもとづく本社債の元利金の請求を除く)等は全て財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。なお、本社債の社債権者が社債等振替法第86条第1項に規定する行為を除き財務代理人にかかる行為等を行う場合、かかる社債権者は、当該社債権者の直近上位機関が社債等振替法第86条第3項に従い交付する、当該社債権者が本社債の振替を行うための口座に記載または記録された事項を証明した書面(本社債の社債券が発行された場合は当該社債券)を財務代理人に提示しなければならない。

(5) 当社は、その本店および財務代理人の本店に財務代理契約証書の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

4．社債管理者の不設置

本社債は、会社法（平成17年法律第86号）第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

5．期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から7日を経過した日に、期限の利益を喪失する。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から7日以内に当該事由が補正または治癒された場合は、その限りではない。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、7日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、14日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が当社の本社債以外の社債または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したときまたは期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社以外の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

- (2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (3) 本項第(1)号または第(2)号の規定により期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による利息を付するものとする。

- (4) 本項第(1)号 および において、「履行」とは、現実の支払を行うこと、または弁済の提供がなされたことをいう。

6．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および業務規程等に従って支払われる。なお、当社は、業務規程等に従って、財務代理人を通じて、財務代理人が機構加入者に本社債の元利金を支払うことによって、本社債の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

7．発行代理人および支払代理人

業務規程等にもとづき本社債の発行代理人および支払代理人が行うべき業務は財務代理人がこれを行う。

8．公告の方法

- (1) 本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、財務代理人が当社からの通知を受けて、当社の名においてこれを行うものとし、かかる場合の公告方法として当社の定款に定める方法（本社債の払込期日現在においては、官報への掲載）によりこれを行う。

- (2) 本社債に関して、別記「振替機関」欄の振替機関または財務代理人を通じて全ての社債権者に通知することが可能な場合には、前号の規定にかかわらず、当社は別記「振替機関」欄の振替機関または財務代理人を通じて社債権者に通知することができる。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会の日時および場所ならびに社債権者集会の目的である事項その他法令にもとづき社債権者に通知すべき事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額および当社が有する本社債の金額の合計額を除く）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本社債の社債券が発行された場合は当該社債券）を当社または財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または財務代理人に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本項第(1)号および第(3)号にともなう事務手続については、財務代理人が当社名においてこれを行うものとし、財務代理人が社債権者からの請求を受けた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき事務手続を行う。
- (5) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ）の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前4号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

10. 時効

本社債の消滅時効は、会社法第701条の規定により、元金については10年、利息については5年とする。

11. 追加発行

当社は、随時、本社債権者（本社債の社債券が発行された場合は利札の所持人を含む）の同意なしに、初回利払日ないし払込金額を除く全ての事項（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第165条所定の各事項を含む）において本社債と同じ内容の要項を有し、本社債と併合されることとなる同一の種類の新債を追加発行することができる。

12. 社債要項の公示

当社は、その本店および財務代理人の本店に本社債の社債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

13. 業務規程等

本社債の社債要項に別段の定めのない限り、本社債の社債要項で使用される用語は業務規程等の定義に従うものとする。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	20,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額1億7,200万円とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	13,200	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	6,800	
計		40,000	

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
該当事項なし		

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
40,000	200	39,800

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額39,800百万円は、平成26年9月末までに全額運転資金に充当する予定です。なお、具体的な内容や使途別の金額については資金繰りの状況等に応じて決定する予定であり、現時点では未定です。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月31日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下有価証券報告書等という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月20日）までの間に生じた変更その他の事由を反映し、その全体を一括して以下に記載します。

また、以下の記載に含まれる将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであります。以下に記載の内容を除き、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、これらの将来に関する事項における将来の予測等に関する記述は、その作成時点で入手された情報に基づき合理的と判断した予想です。従いまして、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されており、実際の結果と大きく異なる場合があります。

「事業等のリスク」

世界マクロ経済環境の変化によるリスク

当社はグローバルにビジネスを展開しており、当社の業績も、国内の景気動向とともに、海外諸国の経済動向の影響を受けます。

例えば、エネルギー資源や金属資源の価格が下落する場合には、当社の資源関連の輸入取引や事業投資の収益が大きな影響を受けることとなります。更に、世界景気の冷え込みは、プラント、建設機械用部品、自動車、鉄鋼製品、鉄鋼原料、化学品などの当社の輸出関連ビジネス全般にも影響を与えることとなります。

また、当社は、タイ、インドネシアで、日本の自動車メーカーと協同で自動車の組立工場、販売会社、販売金融会社を設立し、広範な自動車事業を展開していますが、自動車の販売台数はこれらの国の内需に連関するため、タイ、インドネシア両国の経済動向は当社の自動車事業から得られる収益に大きく影響を与えることとなります。

平成25年度の世界経済は、米国の量的金融緩和策の縮小観測及びその後の決定に加え、中国経済の先行き懸念や、ウクライナ情勢などの地政学的リスクの高まりなどから、金融市場や商品市場などのボラティリティが高まりました。

新興国では、輸出の伸び悩みに国内の構造問題も加わり、中国などの主要国でも成長速度の減速が見られました。また、一部の国では、インフレ圧力などの高まりを背景に、金融引き締めが実施されました。

市場リスク

以下、連結純利益への影響額の試算は、他に記載のない限り当社の平成25年度の連結業績に基づいております。

a. 商品市況リスク

当社では、商取引や資源エネルギーの権益を保有して生産物を販売すること、事業投資先の工業製品を製造・販売することなどの活動においてさまざまな商品価格変動リスクを負っております。当社の業績に大きな影響を与える商品分野として次のようなものがあげられます。

(エネルギー資源)

当社は豪州、マレーシア、ブルネイ、サハリン、インドネシア、米国・メキシコ湾、ガボン、アンゴラなどにおいて、LNGや原油の上流権益あるいはLNG液化設備を保有しており、LNGや原油の価格変動はそれらの事業の業績に大きな影響を与えます。

LNGの価格は基本的に原油価格にリンクしており、1バレル当たりの原油価格が1米ドル変動することで、当社の連結純利益は主に持分法による投資損益を通じてLNG・原油合わせて年間10億円変動します。ただし、LNGや原油の価格変動が当社の業績に影響を及ぼすまでにはタイムラグがあるため、価格変動が直ちに業績に反映されるとは限りません。

(金属資源)

当社は、豪州の100%子会社MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD社(MDP)を通じて、製鉄用の原料炭及び発電用等の一般炭を販売しており、石炭価格の変動はMDPの収益を通じて当社の連結業績に影響を与えます。また、MDPの収益は、石炭価格の変動の他にも、豪ドル・米ドル・円の為替レートの変動や悪天候、労働争議等の要因にも影響を受けます。

銅・アルミニウムについても、生産者としての価格変動リスクを負っております。銅につきましては、1トン当たりの価格が100米ドル変動すると連結純利益で年間13億円の変動をもたらすと試算されますが、粗鉱品位、生産・操業状況、再投資計画(設備投資)等、価格変動以外の要素からも影響を受けるため、銅の価格のみで単純に決定されない場合があります。一方、アルミニウムについては1トン当たりの価格が100米ドル変動すると連結純利益で年間12億円の変動をもたらすと試算されますが、生産・操業状況、電力コスト、為替変動等の要素からも影響を受けるため、アルミニウム価格のみで単純に決定されない場合があります。

(石油化学製品)

当社はナフサや天然ガスを原料として製造される石油化学製品の貿易取引を広範に行っております。石油化学製品はこれらの原料市況並びに需給バランス等の要因から、製品ごとに固有の市況を形成しており、その変動は当該取引から得られる収益に影響を及ぼします。

また、サウジアラビア、マレーシア、ベネズエラではエチレングリコール、パラキシレン、メタノールなど石油化学製品の製造・販売会社に出資しており、これらの会社の業績も市況の影響を受け、当社の持分法による投資損益に影響を与えません。

b. 為替リスク

当社は、輸出入、及び外国間などの貿易取引において外貨建ての決済を行うことに伴い、円に対する外国通貨レートの変動リスクを負っております。これらの取引では先物為替予約などによるヘッジ策を講じておりますが、それによって完全に為替リスクが回避される保証はありません。

また、海外における事業からの受取配当金や海外連結子会社・持分法適用関連会社の持分損益の連結純利益に占める割合が比較的高く、これらの収益の多くが外貨建てであり、当社の報告通貨が円であることから、外国通貨に対して円高が進むと連結純利益にマイナスのインパクトを与えます。当社の試算では米ドル・円のレートが1円変動すると、連結純利益に約25億円の変動をもたらします。

更に、当社の海外事業への投資については、円高が進行すると為替換算調整勘定を通じて自己資本が減少するリスクがあります。このため、大口の投資については必要に応じて為替リスクのヘッジをするなどの施策を実行しておりますが、完全にリスクが回避できるわけではありません。

c. 株価リスク

当社は、平成25年度末時点で、取引先や関連会社を中心に約1兆3,900億円(時価ベース)の市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っております。上記の価額は約5,600億円の評価益を含んでおりますが、株価の動向次第で評価益は減少するリスクがあります。また、当社の企業年金では、年金資産の一部を市場性のある株式により運用しております。よって、株価の下落は年金資産の目減りを通じて、年金費用を増加させるリスクがあります。

d. 金利リスク

当社の平成25年度末時点の有利子負債総額は5兆9,879億円であり、一部を除いて変動金利となっているため、金利が上昇する局面では利息負担が増加するというリスクがあります。

しかし、この有利子負債の相当部分は金利の変動により影響を受ける営業債権・貸付金等と見合っており、金利が上昇した場合に、これらの資産から得られる収益も増加するため、金利の変動リスクは、タイムラグはあるものの、相殺されることとなります。また、純粋に金利の変動リスクにさらされている部分についても、見合いの資産となっている投資有価証券や固定資産からもたらされる取引利益、配当金などの収益は景気変動と相関性が高いため、景気回復の局面において金利が上昇し支払利息が増加しても、見合いの資産から得られる収益も増加し、結果として影響が相殺される可能性が高いと考えられます。但し、金利の上昇が急である場合には、利息負担が先行して増加し、その影響を見合いの資産からの収益増加で相殺しきれず、当社の業績は一時的にマイナスの影響を受ける可能性があります。

このような金利などの市場動向を注視し、機動的に市場リスク対応を行う体制を固めるため、当社ではALM(Asset Liability Management)委員会を設置し、資金調達政策の立案や金利変動リスクの管理を行っております。

信用リスク

当社では様々な営業取引を行うことによって、売掛金、前渡金などの取引与信、融資、保証及び出資などの形で取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻等による損失が発生する信用リスクを負っております。また、当社は主としてヘッジ目的のためにスワップ、オプション、先物などのデリバティブ取引を行っており、デリバティブ取引の契約先に対する信用リスクを負っております。

当社では当該リスクを管理するために、取引先ごとに成約限度額・信用限度額を定めると同時に、社内格付制度を導入し、社内格付と与信額により定めた社内規程に基づき、与信先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っておりますが、信用リスクが完全に回避される保証はありません。取引先の信用状態悪化に対しては取引縮小や債権保全策を講じ、取引先の破綻に対しては処理方針を立てて債権回収に努めておりますが、債権等が回収不能になった場合には当社の業績は影響を受ける可能性があります。

カントリーリスク

当社では海外の会社との取引や出資に関連して、当該会社が所在している国の政治・経済・社会情勢に起因した、代金回収や事業遂行の遅延・不能等が発生するカントリーリスクを負っております。

カントリーリスクについては、保険を付保するなど第三者へのヘッジを原則とし、案件の内容に応じて適切なリスクヘッジ策を講じております。また、リスクを管理するために、カントリーリスク委員会を設置し、本委員会の下にカントリーリスク対策制度を設けています。カントリーリスク対策制度では、国ごとの信用度(国別レーティング)及びカントリーリスク管理上のリスクマネー(出資、融資、保証、及び貿易債権額からリスクヘッジ額を控除した額の合計)に基づき取引対象国を6つの管理区分に分類し、区分ごとに枠を設定するなどの手法によってリスクの積み上がりをコントロールしております。

しかしながら、上記のようなリスクヘッジ策を講じていても、当社の取引先や出資先もしくは進行中のプロジェクト所在国の政治・経済・社会情勢の悪化によるリスクを完全に回避することは困難です。そのような事態が発生した場合、当社の業績は大きな影響を受ける可能性があります。

事業投資リスク

当社は、株式・持分を取得して当該企業の経営に参画し、商権の拡大やキャピタル・ゲイン獲得などを旨とする事業投資活動を行っておりますが、この事業投資に関連して投下資金の回収不能、撤退の場合に追加損失が発生するリスク、及び計画した利益が上がらないなどのリスクを負っております。事業投資リスクの管理については、新規の事業投資を行う場合には、投資の意義・目的を明確にした上で、投資のリスクを定量的に把握し、事業特性を踏まえて決定した投下資金に対する利回りが、最低期待収益率を上回っているか否かを評価し、選別を行っております。投資実行後は、事業投資先ごとに、毎年定期的に「経営計画書」を策定し、投資目的の確実な達成のための管理を行う一方で、早期の持分売却・清算等による撤退を促す「EXITルール」を採用することで、効率的な資産の入れ替えを行っております。

このような投資評価の段階での案件の選別、投資実行後の管理を厳格に行っておりますが、期待する利益が上がらないというリスクを完全に回避することは困難であり、案件からの撤退等に伴い損失が発生する可能性があります。

重要な投資案件に関するリスク

三菱自動車工業への取組

当社は、三菱自動車工業の要請に応じて、平成16年6月から平成18年1月までに合計1,400億円の普通株式・優先株式を引き受けました。当社が保有する同社優先株式は、平成25年11月6日に同社が発表した資本再構築プランに基づき、平成26年3月5日に優先株式の一部を匿名組合に現物出資し、残りの優先株式を全て普通株式に転換しました。また当社は、同社とともに、主に海外での販売会社及び関連するバリューチェーン分野での事業展開をしております。当社の同社本体に対するリスクエクスポージャーは平成25年度末で約1,600億円となっており、同社関連事業への出資、融資や営業債権などのリスクエクスポージャーは平成25年度末で約2,050億円（内、販売金融事業に関するリスクエクスポージャーは約950億円）となっております。これら同社本体へのリスクエクスポージャーと関連事業へのリスクエクスポージャーの合計は平成25年度末で約3,650億円となっております。

同社の平成25年度の連結業績は、売上高2兆934億円、営業利益1,234億円、当期純利益1,047億円となりました。

チリ国銅資産権益取得

当社は、アングロ・アメリカン社（Anglo American plc、本社：英国ロンドン、以下「アングロ社」）からの打診を受け、同社が100%保有するチリ国銅資産権益保有会社アングロ・アメリカン・スール社（Anglo American Sur S.A.、本社：チリ国サンチャゴ、以下「アングロスール社」）の株式24.5%を平成23年11月10日に、53.9億米ドル（約4,200億円）で取得しました。その後、平成24年8月23日に、当社は、アングロスール社の株式24.5%の内、4.1%をアングロ社に、8.95億米ドルで譲渡し、この取引の結果、平成25年度末現在の本プロジェクトにおけるリスクエクスポージャーは約3,500億円となっております。

アングロ社が、この4.1%と自社グループが保有する25.4%を合わせたアングロスール社株式の29.5%を、チリ国営の銅生産会社であるCorporación Nacional del Cobre de Chile社（本社：チリ国サンチャゴ）と三井物産株式会社が合弁を組む会社（以下、「合弁会社」）に譲渡した結果、アングロスール社は、アングロ社グループが50.1%、合弁会社が29.5%、当社グループが20.4%を保有する、強固なパートナーシップを確立しました。

アングロスール社は、チリ国内にロスブロンセス銅鉱山、エルソルダグ銅鉱山、チャグレス銅製錬所、並びに大型の未開発鉱区などの優良資産を保有しています。平成23年11月にはロスブロンセス銅鉱山の拡張工事が完了、平成24年中にフル生産となり、アングロスール社合計で年間約47万トンの銅生産量（平成25年実績）となりました。

当社は、優良資源事業投資への拡大と持続的に成長可能な資源ポートフォリオの拡充を重点分野として位置付けており、事業の継続的成長を図っていく所存です。

コンプライアンスに関するリスク

当社は、国内外で多くの拠点をもち、あらゆる産業を事業領域としてビジネスを展開していることから、関連する法令・規制は多岐にわたっております。具体的には日本の会社法、税法、金融商品取引法、独占禁止法、貿易関連諸法、環境に関する法令や各種業法を遵守する必要があり、また海外で事業を展開する上では、それぞれの国・地域での法令・規制に従う必要があります。

当社はコンプライアンス委員会を設け、その委員会を統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーが連結ベースでの法令・規制遵守を指揮・監督し、コンプライアンス意識を高めることに努めております。

しかしながら、このような施策を講じてもコンプライアンス上のリスクは完全に回避できない可能性があり、関連する法令・規制上の義務を実行できない場合には、当社の業績は影響を受けることがあります。

自然災害等によるリスク

地震、大雨、洪水などの自然災害や、インフルエンザ等の感染症、大規模事故、その他予期せぬ事態が発生した場合、当社の社員・事業所・設備やシステムなどに対する被害が発生し、営業・生産活動に支障が生じる可能性があります。

当社では、社員の安否確認システムの導入、災害対策マニュアル及びBCP（事業継続計画）の策定、建物・設備・システム等の耐震対策（データ等のバックアップを含む）、防災訓練、必要物資の備蓄、国内外の拠点や関係会社との連携・情報共有などの対策を講じ、各種災害・事故に備えております。但し、全ての被害や影響を回避できるとは限らず、かかる事象の発生時には当社の業績は影響を受けることがあります。

（注意事項）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

本店

（東京都千代田区丸の内二丁目3番1号）

関西支社

（大阪市北区梅田二丁目2番22号）

中部支社

（名古屋市中村区名駅一丁目1番4号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし